軽減の見直しについて

保険料の均等割額の軽減対象が拡充されました。

●５割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋29万円（令和４年度：28.5万円）×（被保険者数）　以下

●２割軽減：43万円＋（公的年金または給与所得者合計数－1）
×10万円＋53.5万円（令和４年度：52万円）×（被保険者数）　以下

令和５年４月１日以降に75歳になられた方へ

口座振替の手続きはお済みですか？

江戸川区の国民健康保険料を口座振替でお支払いいただいていた方でも、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される場合は、新たに手続きが必要です。

後期高齢者医療保険料のお支払いは、特別徴収（年金からのお支払い）が優先されますが、特別徴収が始まるまでは納付書または口座振替でのお支払いとなります。
国民健康保険の口座情報は引き継がれないため、口座振替をご希望の方は手続きをお願いします。

ご安心ください！国民健康保険料は二重払いにはなりません。

75歳の誕生月分から後期高齢者医療保険料がかかります。
75歳になる前の江戸川区の国民健康保険料は、誕生月の前月分までを計算しています。（実際のお支払いは、6月から翌年3月まで、10回で均等に割った金額です。）

【例】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
夫	6月で75歳	国民健康保険料		後期高齢者医療保険料									
妻	70歳	国民健康保険料											

■75歳になる前の国民健康保険料は？■
4・5月分は、ご家族の1年間分と合計し、6月から翌年3月まで、10回でのお支払いです。
（ただし、単身世帯の場合は75歳になる前月までのお支払いです。）

■75歳になった後の保険料は？■
75歳誕生月の6月分以降は後期高齢者医療保険料を7月から翌年3月まで、9回でのお支払いです。

保険料や医療機関での一部負担金のお支払いに困ったときは

災害、その他特別な事情により生活が著しく困難になったとき、その状況により、保険料や医療費の一部負担金の支払いが減額または免除になることがあります。お早めにご相談ください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先
江戸川区役所
健康部
医療保険課

■保険料額・医療費について
高齢者医療係　☎ 03-5662-1415※
■保険料の納付相談、還付・延滞金について
収納係　☎ 03-5662-0795※
※お電話がかかりにくいときは…☎03-3652-1151（江戸川区役所代表）
■各種手続きについては、お近くの区民課・各事務所 保険年金係へ

区役所区民課	☎ 03-5662-6823	小松川事務所	☎ 03-3683-5185
葛西事務所	☎ 03-3688-0438	小岩事務所	☎ 03-3657-7876
東部事務所	☎ 03-3679-1128	鹿骨事務所	☎ 03-3678-6116

令和５年度

決定通知書の見かたは、本紙中面をご覧ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

「令和５年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書」をお送りします。

保険料の決め方

◆東京都後期高齢者医療広域連合が決定（計算）しています。
◆計算のもととなる所得は、令和４年中の所得です。

区のホームページ

保険料のお支払い方法

①特別徴収

介護保険料が引かれている年金からのお支払いです。

原則、１年分の保険料を年６回でお支払い

4月（1期）　6月（2期）　8月（3期）　10月（4期）　12月（5期）　2月（6期）

ただし、右記のいずれかにあてはまる方は「②普通徴収」となります。

(1) 特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方
(2) 介護保険料と後期高齢者医療保険料の１回当たりの合算額が、特別徴収対象となる年金の１回当たりの受給額の２分の１を超える方
(3) 介護保険料が年金から引かれていない方
(4) 年度の途中で後期高齢者医療制度に加入された方
・75歳になられた方
・65歳～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられた方　など
(5) 年度の途中で江戸川区に転入された方
※(4)(5)のいずれかに該当する方は、一定期間経過後に「①特別徴収」となります。
※10月（4期）から「②普通徴収」となり「納付書払い」になる方（(2)(3)のいずれかに該当）は、10月中旬と１月中旬に納付書をお送りします。

②普通徴収

「①特別徴収」以外の方は、納付書または口座振替でのお支払いです。

原則、１年分の保険料を９回に分けてお支払い

7月（1期）　8月（2期）　9月（3期）　10月（4期）　11月（5期）　12月（6期）　1月（7期）　2月（8期）　3月（9期）

(1)納付書払い

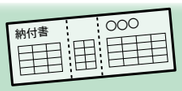

右記、取扱い窓口にて納付書によりお支払いいただく方法です。
（7･10･1月の３回に分けて納付書をお送りします。）

取扱い窓口
■金融機関
■コンビニエンスストア
■区役所区民課・各事務所保険年金係窓口
※スマートフォンの専用アプリでもお支払いいただけます。

(2)口座振替

金融機関の口座から自動的にお支払いいただく方法です。
（決定通知書に口座情報が記載されています。）

手続き方法
口座登録がお済みで無い方は、金融機関へのお申し込みが必要です。
詳しくは、高齢者医療係へお問い合わせください。

決定通知書の見かた

＜保険料の決め方＞東京都における保険料

令和５年度保険料
100 円未満切捨て
（限度額 66 万円）

＝

均等割額
被保険者１人当たり
46,400 円

＋

所得割額
賦課のもととなる
所得金額 × 所得割率
9.49%

1 賦課のもととなる所得金額

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です。
ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。
（合計所得金額が 2,400万円を超える方は、その金額によって基礎控除額が異なります。）

※参考例：収入が年金収入 170 万円のみの単身世帯

年金収入	－	年金控除額（注）	－	基礎控除額	＝	賦課のもととなる所得金額
１７０万円		１１０万円		４３万円		１７万円

㊟ 年金控除額は年金収入額によって変わります。
（参考例は年金収入が 330 万円未満の場合の控除額です。）

★軽減について

2 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料は次のとおりです。所得割額は、当面の間かかりません。（該当する方は、0.00%と記載されています。）

	加入から２年を経過する月まで	加入から２年経過後
均等割額	５割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※低所得による均等割額の軽減（⑧の表）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

7 所得割額の軽減（都広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

8 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。世帯の判定は当該年度の4月1日（年度途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）時点で行います。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 以下	7割	13,920円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋29万円×（被保険者の数） 以下	5割	23,200円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋53.5万円×（被保険者の数） 以下	2割	37,120円

※65歳以上（令和５年１月１日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。
※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」又は「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が２人以上の場合に適用します。

【問い合わせ先】

◆保険料額について
高齢者医療係
☎03-5662-1415
◆保険料の納付相談について
収　納　係
☎03-5662-0795

お問い合せの際は、こちらの「被保険者番号」をお知らせください。

令和５年度 後期高齢者医療保険料額　決定　通知書

〒132−8501
中央１丁目４番１号
江戸川　花子　様
X　XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

令和５年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

令和５年　７月　日
東京都後期高齢者医療広域連合長　印

被保険者番号	12345678	被保険者氏名	江戸川 花子
決定年月日	令和５年 ７ 月 日	保険料額	35，200 円
決定(変更)理由	保険料額を決定しました		

額は、東京都後期高齢者医 今の区域内(都内)においての保険料額です。
め、東京都内で転居された として複数の自治体にお支払いいただくことになります。

保険料算定の（算定方法は裏面をご覧ください）　単位(円)

区分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③＋④)	⑥限度額を超える額	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額 (⑤−⑥−⑦−⑧)	月数	⑩月割減額	⑮保険料額 ※ (⑨＋⑬−⑩−⑭)
	170,000	9.49%	16,133	46,400	62,533	0	4,034	5割	23,200	35,299	12	0	35，200

区分	⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年間保険料額 (⑪−⑫)	月数	⑭月割減額
	0		0	0		0

※100円未満切捨て

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、加入月から２年を経過する月までの間、右に表示される金額が本年度分の保険料算定に含まれます。

令和５年度 後期高齢者医療保険料　納入通知書 兼

中央１丁目４番１号
江戸川　花子　様

令和５年度分の後期高齢者医療保険料を次のとおり徴収することに決定(変更)しましたので通知します。

令和５年　７月　日
江戸川区長　印

被保険者番号	12345678	被保険者氏名（納付義務者）	江戸川 花子
保険料年総額（都内他自治体分含む）	35，200 円	江戸川区に納付する保険料額(A)＋(B)	35，200 円
決定(変更)理由	年度当初賦課による後期高齢者医療保険料額決定のため		

(A)

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

納付方法	口座振替と年金からの支払い
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
普通徴収分口座情報	○○○○○銀行 ○○○○支店 江戸川 花子

◆口座情報は、通知日（ 令和５年 ７ 月 日）時点にご登録のある口座を記載しています。
また、口座名義人名は先頭から20文字を記載しています。

特別徴収分の納付期割額（年金からのお支払い）　単位(円)

区分	１期（４月）	２期（６月）	３期（８月）	４期(10月)	５期(12月)	６期（２月）	(A)合計額
決定				6,000	5,900	5,900	17,800

◆１期（４月）・２期（６月）・３期（８月）は、仮徴収としてお支払いいただく額を記載しています。

(B)

普通徴収分の納付期割額（納付書払いまたは口座振替）　単位(円)

区分	１期（７月）	２期（８月）	３期（９月）	４期(10月)	５期(11月)	６期(12月)	７期（１月）	８期（２月）	９期（３月）	(B)合計額
納期限	R05.07.31	R05.08.31	R05.10.02							
決定	5,800	5,800	5,800							17,400

◆納期限は各月末日です（金融機関が休みのときは、翌営業日）。なお、口座振替は納期限が引落し日になります。◆区分に「過年度」の記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料額が決定した分です。

◆納付方法◆ 3種類のお支払い方法があります

1. 年金からのお支払い（原則年６回でのお支払い）
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」欄に記載のある年金からのお支払い。

2. 納付書払い（原則年９回でのお支払い）
今回の決定通知書に納付書（１～３期分）を同封しています。
残りの納付書は、10 月中旬と１月中旬にお送りします。

3. 口座振替（原則年９回でのお支払い）
「普通徴収分口座情報」欄に記載のある口座からの引き落としによるお支払い。

◆江戸川区に納付する保険料額◆

（A）＋（B）

（A）特別徴収分の保険料
年金から支払う保険料

＋

（B）普通徴収分の保険料
納付書または口座振替で支払う保険料